

福岡県総合型地域スポーツクラブ登録に係る登録認定細則

(総則)

第1条 本細則は、福岡県総合型地域スポーツクラブ登録に係る規程第5条に基づき、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

(登録認定リストの作成)

第2条 総合型地域スポーツクラブ福岡協議会（以下「福岡協議会」という。）は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて福岡県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

(登録認定リストの提出)

第3条 福岡協議会は、前条で作成した登録認定リストを9月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。

(登録料の收受及び認定証の発行)

第4条 福岡協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

2 福岡協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を12月末日までに全国協議会へ納付する。

(改定)

第5条 本規程は、福岡協議会の会議の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。